

平成28年3月15日

No.316

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 行政の窓
畜産クラスター事業(平成27年度補正予算)の概要
—地域の関係者が一体となって収益向上を目指す
畜産クラスターの理念を徹底— 飯野 昌朗
- ② 畜産学習室
畜産の経営継承にかかる税務
第1回 経営継承のケーススタディ(肉用牛の例) 森 剛
- ③ セミナー経営技術
第4回「酪農未来塾」に若手酪農家約30人が集結 編集部
- ④ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価(概算払)について
あいであ&アイデア
- ⑤ 場所を選ばず安定的に設置できる補液台
(独)家畜改良センター 十勝牧場業務第一課

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

行政の窓

畜産クラスター事業(平成27年度補正予算)の概要

—地域の関係者が一体となって収益向上を目指す畜産クラスターの理念を徹底—

農林水産省生産局畜産部畜産企画課 飯野 昌朗

畜産クラスター事業拡充の背景

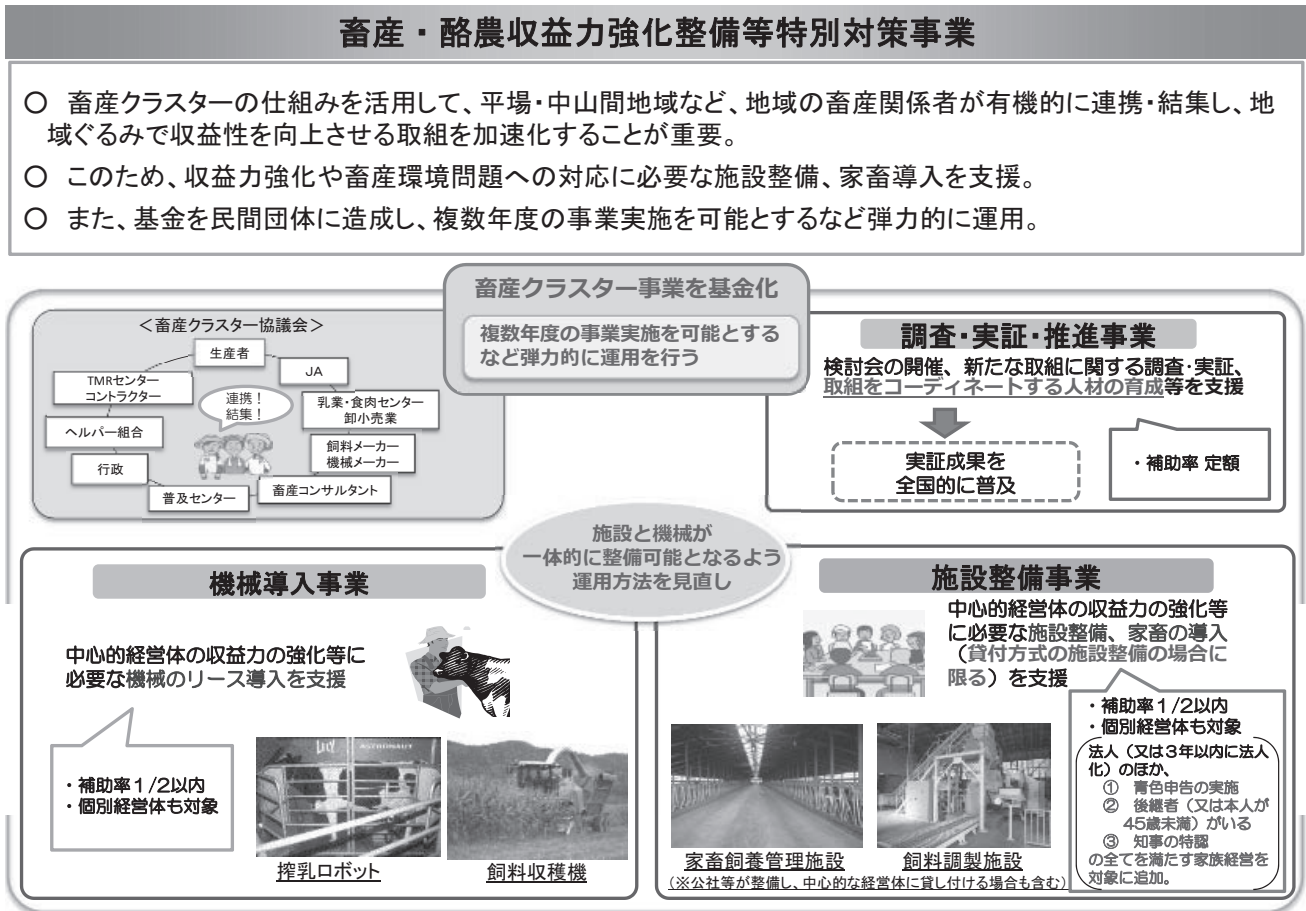
平成27年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、TPP交渉の大筋合意に至りました。政府は、この大筋合意を受け、TPPの影響に対する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずるため、同11月25日「総合的なTPP関連政策大綱」(以下、「政策大綱」)を決定しました。

27年度補正予算として計上された畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)は、この政策大綱において、「攻

めの農林水産業への転換」のための体質強化対策の具体的な施策展開の中で「畜産クラスター事業の拡充」と位置づけられたことを踏まえ、従前の高収益型畜産体制構築事業(実証事業)、畜産収益力強化支援事業(機械リース事業)、畜産競争力強化整備事業(施設整備事業)が一体的に610億円の予算額で基金化されました(図1)。

政策大綱においては、体質強化対策として、「省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る」とされていることを踏まえれば、これまで以上に、本事業を通じて、地域の関係者が連携し、一体となって、地域全体で取

(図1)



益性向上を図る畜産クラスターの趣旨を徹底し、畜産・酪農の体質強化につなげることが強く求められています。

畜産クラスター計画を重視

畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会（以下「協議会」）の構成員が、その協議会（地域）が抱える課題、目指すべき姿、目標の実現のためのそれぞれの構成員の役割や行動計画を明らかにするものです。このため、畜産クラスターの取り組みの成否は、畜産クラスター計画の内容にかかっていると、いっても過言ではないと考えています。

27年度補正予算からは、目的の設定の背景（現状分析）や構成員間の連携、各構成員の行動計画等について、より具体的な記載が行われるように畜産クラスター計画の様式を見直しています。

さらに、26年度補正予算、27年度当初予算までは、施設整備事業については、都道府県による畜産クラスター計画の総合評価を行っていましたが、機械導入事業については、畜産クラスター計画の総合評価を実施していなかったことを改め、機械導入事業についても、畜産クラスター計画の総合評価を実施するように見直しました。

これらにより、施設整備や機械導入が、畜産クラスター計画にとってどのような位置づけにあるものを明確にし、協議会の目的の達成のために、より効果の高い取り組みを優先して推進していきたいと考えています。

また、畜産クラスター計画の総合評価基準も見直しています。畜産クラスター計画に求めるものをより明確にし、畜産クラスター計画の充実に資するものとししました。具体的には、(1)地域の政策課題への対応、(2)行動計画の実現可能性、(3)収益向上の効果、(4)連携の実効性の4つの項目に分けて評価を行うこととししました。具体的には、次の通りです。

(1) 地域の政策課題への対応

国が示す6つの政策課題（①新規就農の確保、②担い手の育成、③労働負担の軽減、④飼養規模の拡大・飼養管理の改善、⑤自給飼料の拡大、⑥畜産環境問題への対応）と都道府県が定める課題への対応として成果が上がるものとなっているか等を実評価します。

(2) 行動計画の実現可能性

行動計画の具体性、現状や目指す姿との整合性について評価するとともに、過去の取り組みの成果がどのように畜産クラスター計画に反映されているか等について評価します。

(3) 収益向上の効果

行動計画に示された取り組みが、収益向上に資するものであるかに加え、収益向上効果の把握・検証が適切に行われ、目標や検証結果が構成員に理解・共有されているか等について評価します。

(4) 連携の実効性

協議会内の連携のための体制整備の状況や役割分担の明確さ等について評価します(図2)。

機械導入事業の見直し



機械導入事業については、大きく3つの見直しを行っています。

(1) 協議会の自主的な判断による協議会内の優先順位の設定

協議会が作成する畜産クラスター計画を効果的に実現するため、協議会内で事業参加希望者（機械の借受希望者）の優先順位を決定するよう見直しを行いました。

(2) 都道府県関与の強化

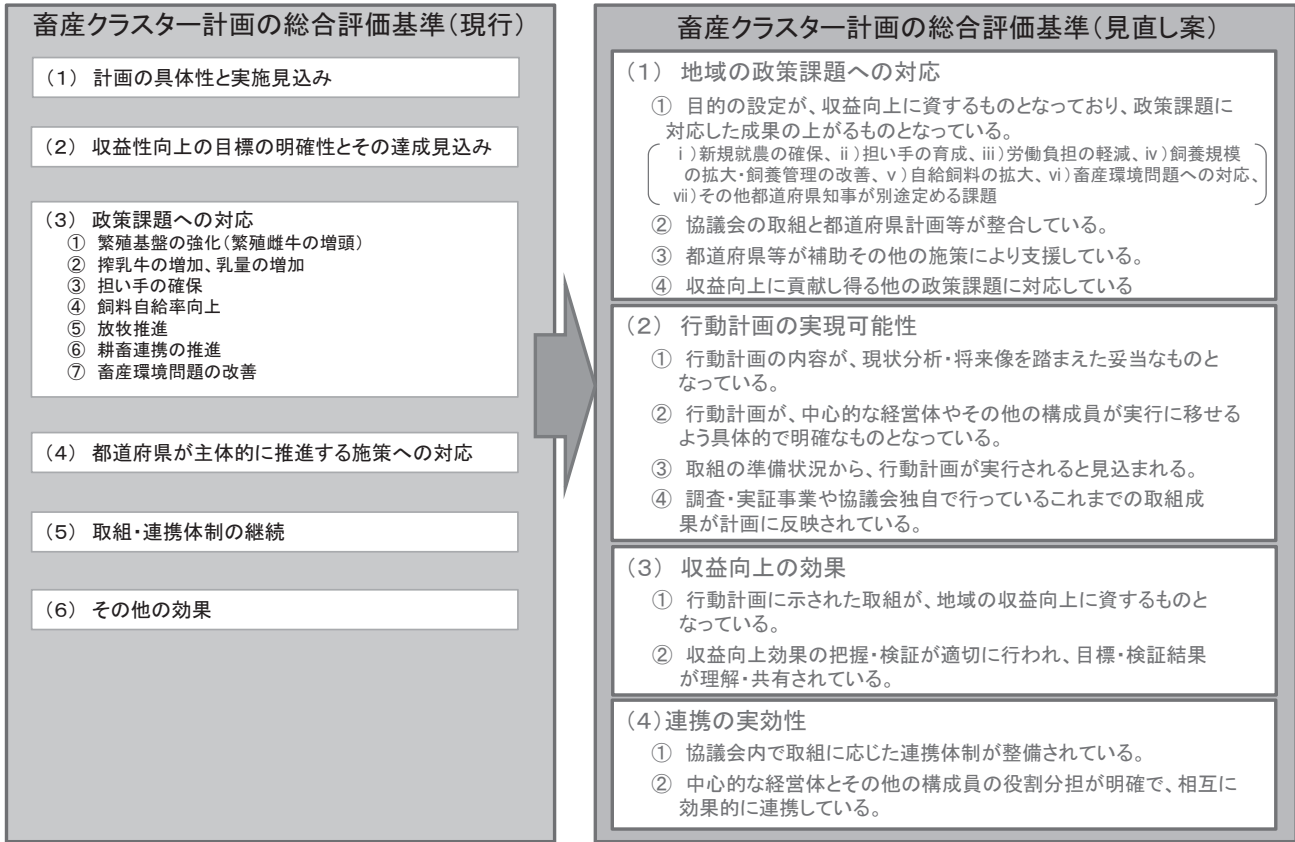
前述の通り、都道府県が機械導入事業についても畜産クラスター計画の総合評価を行うこととしたほか、協議会がとりまとめた（協議会内の優先順位を付けた）事業参加要望に対して意見を表明できるようにしました。

(3) 事業実施主体の一本化

事業の実施体制を一本化することで、国や都道府県が示す方針を的確に伝達し、クラスター事業の趣旨を徹底することで、収益向上に向けた地域的な連携の取り組みが優先的に推進されるよう、交付ルートを見直しました。

これらの見直しは、畜産クラスター計画に沿って、必要かつ効果的な取り組みを優先的に推進するとともに、都道府県の確認により、施設整備と機械導入の一体性を確保することで、より効果的な支援を実現するためのものです。

(図2) 畜産クラスターにおける総合評価基準(畜産クラスター計画)の見直し



施設整備事業の見直し

施設整備事業については、多様な担い手を支援するため3つの見直しを行っています。

(1) 法人化要件の緩和

これまでは、「法人化若しくは3年以内の法人化計画」が要件でしたが、今般の見直しにより、①青色申告の実施、②後継者がいることまたは経営者が原則45歳未満であること、③知事特認で得ることの全てを満たせば、必ずしも法人化していなくても支援対象とすることとしました。

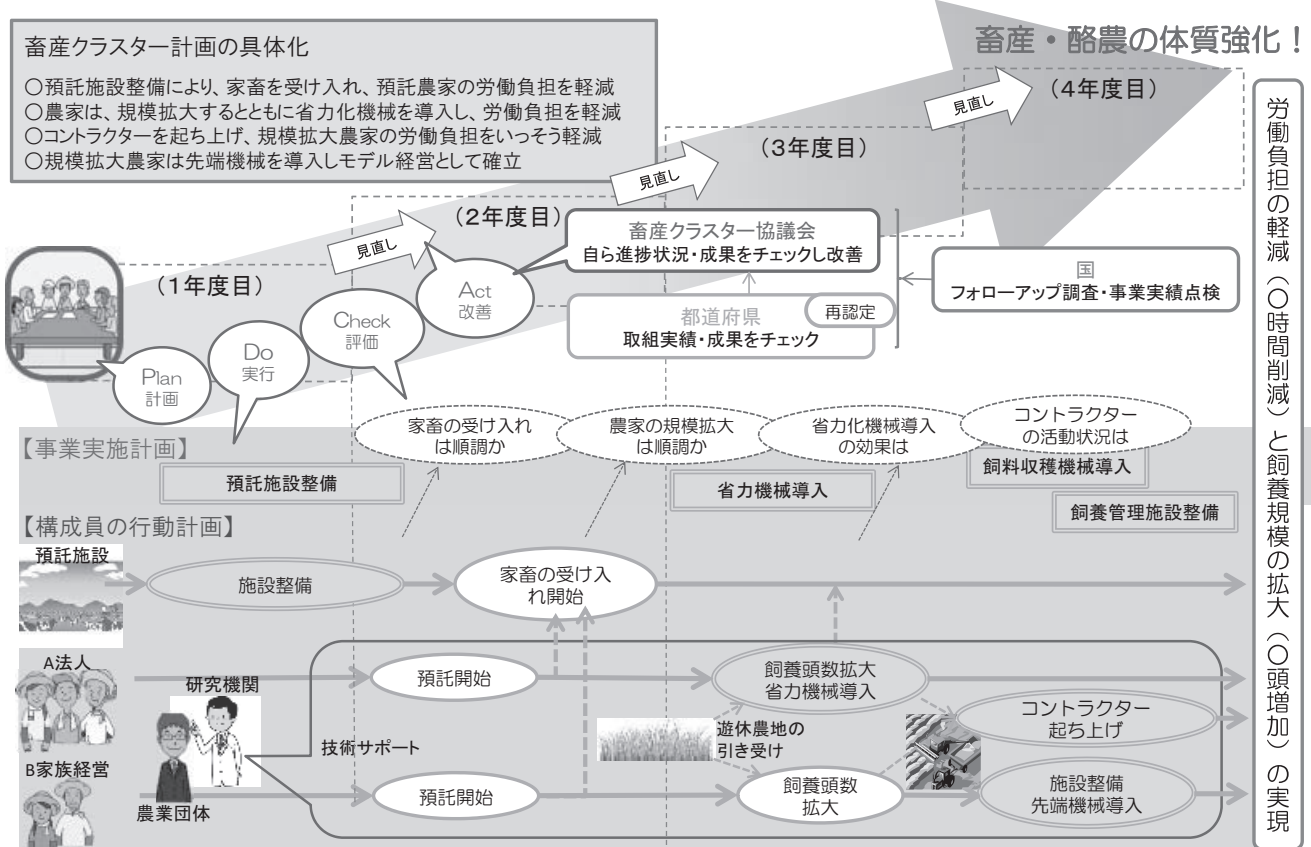
この見直しは、「単に法人化要件を外した」というものではなく、基本的には、中心的な

経営体には、安定的に長く経営を続けていただくことで、地域の収益向上のための役割を果たしていただくことが求められる中、「家計と経営を分離し、適切な経営管理ができる」、「後継者の確保がしやすい」といった法人化を進めるという基本方針を維持しつつ、これに準じる者としての担い手を育成していくために必要な措置としての緩和です。

(2) 上限単価の引き上げ

建築費の上昇等を踏まえ、上限単価を基準単価の1.3倍まで引き上げることとしました。ただし、基本的には、事業費の低減に取り組むことが、生産者の負担を減らすためにも重要なことであることは、十分に留意いただき

(図3) 畜産クラスター計画の目指す姿 (イメージ) ~畜産クラスター新時代に向けて~



たい点です。

(3) 家畜導入の拡充

これまででは新規就農者のみを対象としていた家畜導入について、リース方式で施設整備を行う場合には、新規就農者以外の者も対象に拡大しました (ただし、頭数制限あり)。

畜産クラスターの目指す姿

以上、27年度補正予算における畜産クラスター事業の見直し内容について、説明させていただきました。

(事業だけではなく、取り組みとしての) 畜産クラスターが目指す姿は、地域全体とし

て、自らの地域が必要とする畜産業を維持・発展させるため、地域の関係者が課題や目的を共有し、一体となってそれに取り組む姿です。そして、地域の畜産の収益向上を実現するために、協議会として、計画を立て、実行し、確認・評価し、見直しを繰り返すことで、生産基盤の強化、体質の強化を図って行く姿です。(図3)

畜産クラスターの取り組みが継続して行われ、一步一步、着実に力強い地域の畜産・酪農が実現するよう、地域の積極的な取り組みを後押ししていきたいと思ひます。

(筆者・農林水産省生産局畜産部畜産企画課課長補佐)

畜産経営体質強化支援資金融通事業について

対策のポイント

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置します。

背景／課題

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産クラスター計画の策定が進んでいく中で、同計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経

営展開を図っていく意欲ある畜産経営が多く出てくるのが想定されます。

そのような場合に、既往負債の償還負担を軽減し、新たな償還計画を策定しようとする経営体に対して、資金融通の円滑化のための支援が必要となります。

主な内容

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉

畜産経営体質強化支援資金と畜産特別資金の主な違い

畜産経営体質強化支援資金

1. 借換えを行うことができる既往負債
貸付対象者が借り入れた畜産経営に必要な資金
2. 貸付対象者
畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者である畜産農家
3. 借入希望者による計画の作成
関係者、関係機関等の協力を得て計画を作成。関係者、関係機関等は借入希望者の意向を尊重するとともに、関係者、関係機関等による支援内容を計画に記載。
4. 借入希望者が作成した計画の審査
都道府県が必要に応じ審査委員会を開催。（都道府県の要請により事業実施主体（中央畜産会）から委員派遣が可能）
5. 都道府県支援協議会
なし。
6. 貸付利率
貸付当初5年間無利子
7. 債務保証に対する支援
代位弁済発生時の農業信用基金協会負担分（債務保証額の30%）の90%を補てん

畜産特別資金

1. 借換えを行うことができる既往負債
貸付対象者が借り入れた畜産経営に必要な資金のうち償還が困難であるもの
2. 貸付対象者
既往負債の償還が困難となっている畜産農家
3. 借入希望者による計画の作成
都道府県が適当と認める団体（県団体）の指導の下に計画を作成。
4. 借入希望者が作成した計画の審査
都道府県が審査委員会を開催。
5. 都道府県支援協議会
県団体が経営改善指導のため開催。
6. 貸付利率
貸付当初2年間無利子
7. 債務保証に対する支援
代位弁済発生時の農業信用基金協会負担分（債務保証額の30%）の50%を補てん

用牛又は養豚経営を営む者を対象に、既往負債の一括借換を行う新たな長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

また、資金の円滑な融通が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

（うち据置期間5年以内）

養豚15年以内

（うち据置期間5年以内）

・貸付利率：0.6%以内

（貸付当初5年間は無利子）

・利子補給率：1.01%

貸付対象者

畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

○融資機関

農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

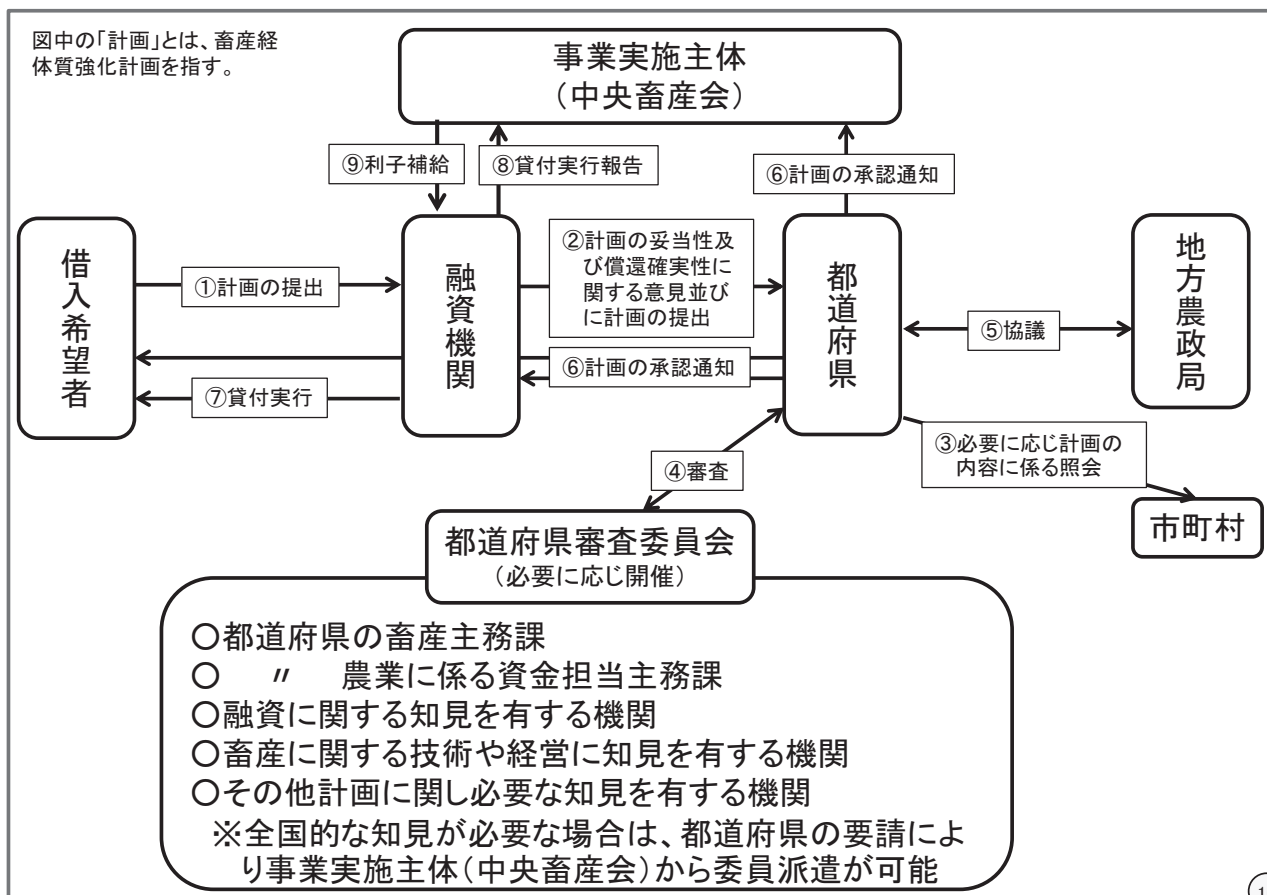
貸付条件

・償還期限：酪農及び肉用牛25年以内

○融資枠

70億円（平成27年度補正予算額 20億円）

畜産経営体質強化計画に係る手続き



畜産学習室

畜産の経営継承にかかる税務

第1回 経営継承のケーススタディ（肉用牛の例）

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛 一

継承者を代表とする会社を 設立して継承



(1) 相談の概要

黒毛和牛の銘柄牛の産地で肉用牛の肥育と一部繁殖から肥育を一貫して行う経営です。肥育頭数は100頭弱ですが、肉用牛の棚卸資産としての評価額は6千万円を超えています。経営主は65歳を迎えるにあたって、農業者年金の経営移譲年金の受給を目指していったん子に事業主を変更しましたが、棚卸資産である肉用牛の移譲に伴い贈与税がかかることを指摘されて取り下げた経緯があります。このため、棚卸資産を毎年分割して贈与できないか、また、多額の税負担が生じない円滑な経営継承の方法について相談を受けました。

(2) 継承方法

継承者を代表とする新設会社を2月初めに設立し、経営主の肉用牛を会社に売却、売却代金は毎月の分割払いとしました。会社の決算期は3月とし、課税事業者を選択したため、第1期は消費税が還付となります。この還付金は、毎月の分割払いに上乗せして、購入代金の支払いに充当することとします。

肉用牛経営の場合、棚卸資産を贈与でなく、

売買する方法が税負担の面で一般には有利になります。なお、棚卸資産を毎年分割して贈与する方法は、贈与が完了するまで親子とも事業主になるため、親子が同一生計の場合に税務上認められないリスクがあり、また、一括して贈与した場合には多額の贈与税負担がかかることとなります。

棚卸資産を売買する方法として、子が個人事業を開業して親子間で行う方法と、子が法人を設立して行う方法とがありますが、経営主の肉用牛の譲渡に伴う消費税納税の資金繰りを考慮すると、事業年度を自由に設定できる法人の方が肉用牛の買取りに伴う消費税の還付を早く受け取れ、還付金を旧経営者の納税に充てられるため、有利になります。

なお、このご相談の例では、銘柄牛として出荷できるのは、地域の銘柄牛推進協議会の認証を受けた生産者に限られています。協議会の会合の開催は年2回となっているため、新設会社が認証を受けるまでの間は旧経営者の名義を借りて出荷し、その代金は速やかに旧経営主の預金口座から会社の口座に振り替えることで対応することとしました。

(3) 経営継承により見込まれる効果

法人化によって、雇用を確保しやすくなっ

たり畜産クラスター事業など補助事業の採択を受けやすくなったりするなど、今後の経営規模の拡大にも資することになります。

また、税制面において、現在、本経営は肉用牛免税の適用を受けていませんが、法人化によって肉用子牛の売却について特例を受けることができるようになるだけでなく、個人事業における現在の30%程度の実効税率が法人化によって20%台前半に低減することが見込まれます。

継承者に棚卸資産を親子間売買

(1) 相談の概要

約260頭を飼育する黒毛和牛の肥育経営で、その棚卸資産の評価額が約1億8千万円と多額になっています。経営主は75歳と高齢のため、早期の経営移譲を望んでいます。しかしながら、かりに親子の個人間での経営継承を行った場合、棚卸資産である肉牛の継承に伴い多額の贈与税がかかることを避けられません。

経営主の妻はすでに死亡しており、推定相続人は子に限られるほか、事業の負債は家畜預託による債務を含めても6千万円程度しかないことから、相続税の負担を心配しています。継承者（長男）の妻を養子にするなどの相続税対策を行ってきましたが、経営主の保有する資産のほとんどが事業用資産ですので、これ以上の相続税対策が難しい状況となっています。このため、相続まで待たずに経営継承する方法やさらなる相続税対策について相談を受けました。

(2) 継承方法

継承者（長男）は51歳となっており、次の経営継承を考えなければならない時期にきていますが、次の後継者は決まっています。この経営の場合、法人化した方が税務上は有利にはなりますが、後継者が決まっていない段階での法人化は望んでいません。しかしながら、経営主自身が早めの経営移譲を望んでいること、また、肉用牛などの現物資産を相続まで保有し続けた場合には相続対策を打ちにくいことから、棚卸資産である肉用牛を継承者に売却する「親子間売買」の方法によって経営継承を行うこととしました。肉用牛を無償譲渡（贈与）ではなく有償譲渡（売買）する理由は、肉牛の棚卸が約1億8千万円と多額であるため、贈与とした場合に多額の贈与税がかかるからです。

具体的な継承方法としては、肉用牛を継承者に売却し、長期分割払いとします。ただし、同時に経営主の事業上の債務（預託債務を含む。）を継承者に引き受けてもらい、債務引受分を売却代金の弁済に充当します。また、肉用牛の譲渡に伴う消費税納税資金に相当する1,500万円程度の額については、継承者から一括して支払いを受けます。売却代金の残額は月50万円程度の分割払いとして受け取りますが、売買契約書においてその金額を定め、預金口座への振り込みとします。

継承者は肉用牛の買取代金のうち、経営主の消費税納税資金に相当する1,500万円程度をJAや日本政策金融公庫などから運転資金として借り入れ、毎月の分割払いに上乗せして

経営主に支払うこととなります。親子間売買による経営継承の場合、消費税納税資金の資金調達がカギとなります。

継承者については、基本的には課税事業者を選択して、経営主から譲り受けた肉用牛の仕入税額控除を受けることで、開業初年度に消費税の還付申告を受けることとし、その還付金をもって運転資金の弁済に充てます。ただし、課税事業者を選択するよりも開業から2年間免税事業者となった方が有利な場合には、運転資金の借入れを長期運転資金の名目とし、長期分割払いによる返済とすることも考えられます。課税事業者選択と免税事業者のいずれが有利かはシミュレーションなどによって判断することとし、顧問税理士の判断を仰ぐこととしました。

継承者については、経営移譲によって事業開始した後、税務上の所要の手続きを行うほか、継承者として農業経営改善計画を作成して認定農業者になる手続きを行います。とくに日本政策金融公庫のスーパーL資金は、長期運転資金の使途に使える資金ですが、認定農業者であることが借入れの条件となるからです。なお、将来、継承者に後継者が確保される見通しとなったときは、経営の法人化も検討することとします。

(3) 経営継承により見込まれる効果

経営主が継承者に売却した肉用牛の売却代金については、毎年、贈与税の基礎控除を若干、超える程度の債権放棄を行って贈与税の申告（暦年課税）を行うことで、経営主の相続財産を減額することが可能になります。ま

た、経営継承に伴う継承者が借入れた運転資金は肉用牛の買取り代金に充てられますが、その結果、旧経営主の事業用資産の一部をキャッシュ（現預金）に変えることができ、これを原資にさらなる相続税対策の実施が可能になります。具体的には、肉用牛の売却代金として支払いを受けたキャッシュを原資に、経営主の孫や継承者の妻などの親族へ贈与税のかからない範囲での現金等の贈与を行うことも考えられます。

継承者に棚卸資産を相続時精算課税制度によって贈与

(1) 相談の概要

水田農業と乳オス肥育の複合経営で、肉用牛の棚卸資産としての評価額は1千5百万円程度です。経営主は65歳を目前としているため、農業者年金の経営移譲年金の受給を目指して経営継承を望んでいますが、多額の税負担が生じない円滑な経営継承の方法について相談を受けました。

(2) 継承方法

経営主が65歳になる前に経営移譲をすることで旧農業者年金の経営移譲年金の受給を受けられるようにします。継承者が個人事業を開業し、経営主から肉用牛の棚卸資産を無償で譲り受けます。贈与税の課税を避けるため、相続時精算課税制度を選択することとし、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告を行います。

肉用牛など棚卸資産以外の事業用資産はすべて使用貸借とします。経営主が所有する農地については使用貸借権の設定について農地

法3条の許可を受け、経営主が借りていた農地については農用地利用集積計画によって賃借権の移転を行いました。牛舎や農機具などの減価償却資産についても経営主から継承者に使用貸借することとします。

なお、経営主には設備・農地取得資金として金融機関からの借入れが約1千万円ありますが、これらの債務は継承者に引き継がず、経営主が弁済を続けます。その理由は、これらの債務を継承者が引き継いだ場合、負担付贈与とみなされて肉用牛の譲渡に消費税が課税されるおそれがあるからです。経営主の債務の弁済のための資金が不足する場合には、廃業2年後を目途に、経営主所有の牛舎などを継承者に売却し、その売却代金をこれらの借入金の弁済に充てることとします。

継承者においては、開業後2年間は消費税の免税事業者となりますが、今後、肉用牛の売却金額が少なくなることで、収入に占める水田農業に関する交付金の割合が高まること

から、場合によっては課税事業者となれば消費税が還付になる可能性もあります。このため、開業年の記帳結果をもとに年末に課税事業者と免税事業者の有利選択を再検討し、課税事業者が有利と判断されれば、年内に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することとします。

(3) 経営継承により見込まれる効果

65歳になる前に経営移譲することで、農業者年金の経営移譲年金を受給することができます。また、相続時精算課税制度を活用することで、継承者が最大2年間、消費税の免税事業者となるため、消費税の納税が生ずる場合には、消費税の負担を軽減できるメリットがあります。

次回は経営継承の税務のポイント（個人畜産農業者の相続による経営継承）について述べます。

参考図書のご案内

畜産経営者のための青色申告の手引き

— 平成27年度制度改正対応 —



畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。本書は、好評を博した平成15年版、18年版、20年版、22年版、25年版の改訂版で、各種奨励金・補てん金、肉用牛免税や共済金・共済掛金等の経理処理といった最新の事業制度にも対応。畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

【主な内容】

- 第1章 青色申告の制度
- 第2章 畜産経営の簿記記帳実務
- 第3章 決算と確定申告
- 第4章 事業継承と法人化の税務

(公社) 中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

セミナー
経営技術

第4回「酪農未来塾」に若手酪農家約30人が集結

編集部

(一社)全国酪農協会は1月27、28日の2日間、マホロバ・マインズ三浦（神奈川県三浦市）で平成27年度「酪農未来塾」を開催しました。「酪農未来塾」は酪農家の後継者を対象に、幅広い研修を通じた知識向上と研修生同士の交流を図る目的で平成25年に発足し、以後毎年度開催されています。

第4回目となる今回は、全国から30人以上の20代～40代の若手生産者が参加。野村俊夫氏による講演のほか、NDK（全国畜産支援研究会、愛称：農場どないすんねん研究会）によるワークショップ、意見交換が行われました。

本稿では、酪農経営者による事例紹介を中心にをご紹介します。

酪農未来塾開会にあたり、全国酪農協会の馬瀬口弘志会長があいさつ。「グローバル化の進展など、日本の酪農業は大きな環境変化にさらされている。酪農未来塾を通し、この

ような変化に適応できる人に成長してほしい」とエールを送りました。さらに、続く全国酪農業協同組合連合会の砂金甚太郎代表理事会長は、「TPP発効に向け、酪農を守るため



の対策をきちんと要請するのがわれわれの使命。みなさんの将来の酪農を守っていききたい。また、若い人に業界を引っ張ってもらいたい」と集まった若手生産者を鼓舞しました。

「最近の主要国の酪農並びに乳製品の国際相場を巡る情勢について」をテーマに講演を行った雪印メグミルク(株)総合企画室の野村俊夫氏は、牛乳・乳製品の輸入量の多い中国、ロシアの輸入動向が牛乳・乳製品の国際価格を大きく左右し、近年の国際牛乳相場の乱高下を招いていることや、主要輸出国（ニュージーランド、豪州、米国、EU）の牛乳生産の概況を解説しました。

ワークショップは、NDK（農場どないすんねん研究会）の進行により行われました。NDKは2007年、帯広畜産大学の門平睦代教授により創設された会で、メンバーは獣医師をはじめ、動物看護師、削蹄師、授精師、学生など。獣医療の現場でのコミュニケーションや問題解決の手法を研究し、実践、普及することを目的として発足しました。農家支援策にも造詣が深く、「酪農未来塾」発足時からワークショップを担当しています。

今回のワークショップのねらいはさまざまな生産者と会話し、今後の酪農経営の理念や核となる考えを作り上げること。自己紹介、3人の酪農家からの事例紹介を経て、2日目には全員が自分の経営の柱となる考え方・方向性を発表しあいました。

3人の酪農家からの事例紹介の要旨は以下の通りです。

事例紹介① 「酪農経営における取り組み」

中尾 洋一さん（福岡県筑後市）



経産牛35頭、育成牛5頭を飼養している。2005年度に事業を利用し、牛舎の改築と乳製品の加工販売所を新設したが、牛舎竣工時に経営方針をめぐり、これまでの融資先とうまくいけなくなり、酪農に詳しい税理士事務所のアドバイスを受けながら他の金融機関に借り換えた。この経験から、経営改善計画書を自分で作成することの重要性が身にしみた。これまでに作成した経営改善計画書はほとんど両親や農林事務所、普及センターに任せきりで、無理のある計画だった。今回、自分で作成することで、負担のない計画書を作ることができた。

今後は、近隣の食品工場から出た豆腐粕等を利用して飼料高騰に対処していきたい。

事例紹介② 「地域とともに～酪農に駆ける夢」

片岡 寛之さん（徳島県阿波市）

経産牛66頭、育成牛40頭を飼養。父の代では100%購入だった粗飼料の自給割合を高め、

現在は70%を自家で生産している。耕畜連携も行っており、地域内の耕種農家にデントコーンを4ha、稲WCS 4.6haの管理を委託しているほか、約10ha分の稲わらももらっている。自分は粗飼料を確保でき、耕種農家は夏場の収入になるとのことで、互いにWin-Winの関係となっている。家族だけで酪農を営むのではなく、地域とともに歩み、連携して互いにプラスになる関係を今後も築いていきたい。

また、食育にも力を入れている。子どもたちに命のぬくもりや、酪農に対する理解を深めてもらうきっかけになればと、酪農教育ファームの認可を取得し、地元の小学生の牧場体験を受け入れている。さらに、妻が小学校で地元野菜を使ったクッキーを一緒に作るという活動も行っている。



事例紹介③ 「私の酪農経営」

武藤 康司さん（岐阜県高山市）

平成15年に新規就農した。離農した農家の牛舎を借り、つなぎ牛舎をフリーバーンに改装しパーラー搾乳を行っている。現在は経産牛58頭、妊娠牛2頭を飼養。育成は公共牧場



に委託している。子どもが幼く、労働力に制限があるため、飼料生産を地元の営農組合に委託するなど、省力化を考えた経営を行っている。

設備投資や家畜の導入など、借入れ金の返済が大変だった。新規就農の大変さはこのあたりにもある。借金するための現金・預金すらなくなったときが怖い。ちょうど枝肉の相場がよかったので、牛を売却したが、そのため翌年の乳量が減り大変な思いをした。今でも自転車操業だ。

成績をみると、現在は分娩間隔が短い、種がついていたりいなかったり、ブレが大きいのが課題。今後は飼料コストなど、抑えるところを抑えながら乳量を上げていくのが目標。

事例紹介の後に行われたワークショップの4つのルールは「楽しんで、よく話す、よく聞く、スルーもOK」。集まった酪農家は自分の意見を発表したり他人の意見を聞いたり、交流を深め、和気あいあいと楽しみながら自身の経営への熱い思いを深めていました。

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)
の補填金単価(概算払)について****[平成28年1月分]**

平成28年1月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則9の概算払の補填金単価について、表1および表2の通り公表しました。

また、平成28年1月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する補填金単価については、表3の通り公表しました。

なお、補填金単価の確定値については、5月上旬に公表する予定です。

(表1) 補填金単価の算定(全国)

単位:円/頭

区 分	肉専用種(地域算定県を除く)	交 雑 種	乳 用 種
粗収益 (A)	1,236,438	742,484	455,245
生産コスト (B)	1,011,258	698,715	456,683
差額 (C)=(A)-(B)	225,180	43,769	△ 1,438
暫定補填金単価 (D)=(C)×0.8	—	—	1,100
補填金単価(概算払) (D)-4,000	—	—	—

注:平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

100円未満切り捨て

(表2) 補填金単価の算定(地域算定県・肉専用種)※

単位:円/頭

広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県
—	—	—	—	—	—	—

※ 各県の算定結果です。

(表3) 補填金単価(概算払)(生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛)

単位:円/頭

肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
—	—	—

注:補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

あいであ & アイデア

場所を選ばず安定的に設置できる補液台

(独)家畜改良センター 十勝牧場業務第一課

背景とねらい

患畜の治療に当たっては、点滴による薬剤の投与が必要となる場合が多々あります。

これまで、牛舎内で点滴作業を行う場合、床に敷料が敷かれているため、補液台の設置に当たっては、一旦敷料等を除去したうえでコンクリート床面に補液台を安定して設置する必要がありました。

しかしながら、このような方法では、敷料の除去等に手間がかかること、敷料等の除去が不十分な場合には補液台が不安定な状態となり倒れることなどの問題がありました。

そこで、どのような場所でも補液台を安定して設置できる工夫を考案しました。

内容・特徴・効果

この考案は、①脚部分を爪状に改良することにより、補液台を安定して直接敷料上に設置できるようにする。②腕部分にゴム材を巻くことにより、作業者の安全性にも十分配慮するものです。

この工夫により、牛舎内における補液台の設置が簡易に行えるとともに、補液台の安定性が増しました。

製作作業は簡単であり、市販の補液台を購入するよりもコストを大幅に削減することができました。



写真1 補液作業
敷草の上であっても、補液台は安定して設置されている。

写真2 補液台の全体および各パーツの拡大写真

<腕部>

丸棒鋼φ16mm

<胴部>

白ガス管20A (太)

白ガス管15A (細)

※高さ100~200cm (可変)



ゴムを巻いた腕部



高さ調整ねじ

<足部>

異形棒鋼φ16mm

直径50cm程度

爪高さ20cm程度



爪状の足部

転載：「家畜改良センター職員が考案した畜産現場で使えるアイデア集より」
<http://www.nlbc.go.jp/idea.html>